

すてっぷ 通信 VOL.5

新体制のご紹介

4月より新たに3名の職員を迎え、新体制がスタートしました。
すてっぷ中央では、成年後見制度の利用支援や権利擁護支援事業を通じ、高齢者や障害のある方が地域で安心して暮らしていくためのお手伝いをいたします。1年間、どうぞよろしくお願いいたします!



PICK
UP

権利擁護支援事業のご紹介



最近、「権利擁護支援事業」って言葉を耳にしたんだけど、この事業は高齢者の私に関係のある仕組みなのかしら?

「権利擁護支援事業」は高齢者やさまざまな障害のある方を対象に、福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理、重要な書類等の預かりを行う事業です♪



私も利用できる制度になるのね。
でも、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理と言われてもピンと来ないわ。
もう少し具体的にサービスの内容を教えて欲しいわ。

確かにイメージが掴みづらいですね・・・裏面で具体的に3つのサービス内容と利用の流れを説明します。ご安心ください!



中央区社協
イメージキャラクター
「ニジノコ」



お問合せ・ご相談先

中央区社会福祉協議会 成年後見支援センターすてっぷ中央

〒104-0032 中央区八丁堀4-1-5 1階

☎:03-3206-0567 FAX:03-3523-6386 ✉ : step@shakyo-chuo-city.jp

福祉サービスの利用援助

福祉サービスの利用方法や手続きに関する相談や利用料の支払いをお手伝いします。

日常的な金銭管理サービス・財産管理サービス

日常生活に必要な預貯金の払戻しや預入れ、公共料金等の支払いをお手伝いします。

書類等預かりサービス・財産保全サービス

日頃使わない大切な書類をお預かりします。

※期日管理が必要な書類や現金、自宅の鍵、宝石等はお預かりできません。

各サービスの具体的なお手伝いの内容

- 福祉サービスに関する情報提供・助言
- 福祉サービスの利用時や解約時の手続き
- 福祉サービスの利用料を支払うため手続き など…
- 年金や福祉手当を受け取るための手続き
- 税金、社会保険料、公共料金、家賃などの支払い手続き
- 日常生活に必要な預貯金の払戻し・預入れ など…
- 金融機関の貸金庫で大切な書類をお預かりします。
例) 年金証書、預金通帳(限度額あり)、権利証、契約書類
保険証書、実印、銀行印 など…

※上記サービスを契約した場合、毎月利用料が発生します。詳細は表面のお問合せ先にご確認ください。



権利擁護支援事業といってもいろいろなサービスをしているのね。
実際に私の困りごとを相談してみようと思うんだけど、サービスの利用まではどんな流れになるのかしら??

サービス利用までの流れは右表のようになります。サービスの利用にあたっては利用者との信頼関係がとて大切になるので初回相談から契約・利用開始まで1~2ヶ月程度時間がかかります。

権利擁護支援事業に興味・関心のある方はすてっぷ中央までお気軽にお問い合わせください♪



職員コラム

テレビや新聞などで「権利擁護、成年後見」という言葉を耳にしたことがある、見たことはあるけどよく知らないという方は多いと思います。私自身、現部署に配属されるまでは概要程度しか知りませんでした。知識が増えるごとに、制度の奥深さを感じます。仕事では勿論のこと、プライベートでもこの知識が生きるタイミングはあるはず。自分の祖父母は?両親は?知り合いの方は?と、仮に対象でなくても、正しい知識をもつことに意味はあるはず。 “知らない”を脱却するきっかけとして、ぜひご活用下さい♪ (職員I)

サービス利用までの流れ

① 初回相談(電話・訪問・来所)

困っていることを伺い、「すてっぷ中央」のサービス内容をご説明します。

② 利用申込み

ご利用になるサービスが決まったら、利用申込書をご提出いただき、具体的なサービス内容の打合せ手続きに入ります。

③ 契約締結能力の判定

契約能力を判定するために所定のガイドラインに基づく質問をさせていただきます。

※該当事業の契約時のみ実施。

④ 契約内容確認

1ヶ月の訪問回数や支援内容を相談し、支援計画を作成します。支援計画作成後、内容を説明・確認していただきます。

⑤ 契約・利用開始